

第 145 号	 J R 東労組バス関東本部	 J R 東労組ホームページ
発行日 2026. 2.28		

申 1 号 J R 東労組バス関東本部「第 39 回定期委員会」

発言等に基づく申し入れ第 3 回団体交渉①

2 月 26 日 14 時より本社会議室において、申 1 号について回答を受けてきました。

J R 東労組バス関東本部「第 39 回定期委員会」発言等に基づく申し入れ（JR 東労組バス関東申第 1 号 2025. 7. 29）に対する回答

2026 年 2 月 26 日
ジェイアールバス関東株式会社

1. 組合員の生活確保とモチベーション維持・向上および、人材流出の防止と人材確保のために 57 歳時における基本給減額制度を廃止すること。

回答) 満 57 歳以上の社員の基本給の取扱いについては、社会情勢や総額人件費を含む中長期的な経営状況の想定、及び今後の社員の年齢構成等をふまえた人事賃金制度のあり方の想定を十分に踏まえ、当社が将来にわたって安定的に事業を営むためにどのように行うべきか慎重に検討したうえで改善を図っていく考えである。

2. 安全を脅かす事象が多発していることに対する会社の認識を明らかにすること。また、安全より運行優先となっていることから是正すること。

回答) 輸送の安全の確保は事業経営の根幹であるとの認識は不変であり、発生事象については、その都度原因を究明し、再発防止に努めていく。また、輸送の完遂という社会的使命を踏まえつつも、安全の確保に疑念が生じた場合は、運行継続に固執せず、躊躇なく安全を最優先に対処していく。

3. 慢性的な道路渋滞等により想定される迂回については、あらかじめ運輸支局等に届出を行うとともに、これまで通り迂回運行ができるように対策を講ずること。

回答) 予見可能な日常的な渋滞等で著しい遅延が常態化し、かつ、安全で適切な迂回経路の確保が可能と判断される路線については、順次、新規免許の認可申請や迂回系統の届出を行っていく。

J R バス 関東で働く仲間を一つに！